

令和2年4月23日

社会福祉施設等管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
高齡福祉課長  
障害サービス課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルスに係る適切なサービス  
提供について（通知）

本県の福祉行政の推進にあたり、日ごろから、格段のご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、先日、新型コロナウイルスの治療を行う医療機関に入院していた、感染者でない入院患者が介護老人保健施設にサービス利用を申し込んだところ、当該施設から利用を断られたという相談が県に寄せられました。

社会福祉施設等の職員が、新型コロナウイルスについての正しい知識を持つことや、新型コロナウイルスを理由とした差別や偏見などが生じないようにするなど、人権に配慮した対応をすることは、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課他事務連絡）」や感染対策マニュアル等を通して、これまでも重ねてお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関は、日ごろから手指衛生の徹底や個人防護服の適切な着脱など、感染対策に取り組むとともに、常に職員の健康状態の確認を行い、風邪症状等に応じて勤務から外すなどの対応を行っています。

各施設におかれましては、基本的な感染症対策を含めた、新型コロナウイルスに関する最新かつ正確な情報を基に、新型コロナウイルスを理由とした、差別や偏見による利用の拒否などが決してないよう、適切なサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

問合せ先

高齡福祉課

福祉施設グループ 河 村 内線 4851

保健・居住施設グループ 堀 内 内線 4856

在宅サービスグループ 久保倉 内線 4840

障害サービス課

福祉施設グループ 為 田 内線 5032